

よりよい学童保育(放課後児童クラブ)の実現に向けて



# 一人ひとりの声を

## 国と自治体に届けよう

（ 感染拡大防止に努めながら、「日常の安心」を  
量の拡大と質の向上、安心できる制度と基準を求めて ）

- 入所児童数 130万5420人(前年比35,681人増) ●待機児童1万8789人以上(前年比3,256人増)
- 国基準おおよそ40人以下の施設は全体の62%(数字は40人以下の支援の単位)

\* 2020年5月1日現在の全国学童保育連絡協議会調査より

待機児童を  
なくしてほしい

大規模学童保育を  
解消してほしい

常勤指導員が  
足りない

子どもの気持ちに  
寄り添う保育を

公的責任で  
学童保育の量と質を

遊び場がない

施設が狭い

指導員の  
処遇改善を

指導員に  
研修の機会を

国の基準を上回  
る施策を



学童保育の数が  
足りない

### 量が必要

指導員の数が  
足りない

### 質が大切

みんなが安心できる

### 制度と基準 を



全国どこでも誰もが安心して通える学童保育を公的責任で

### 全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13  
TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765  
<http://www2s.biglobe.ne.jp/dGakudou> E-  
x-ℓ zghrk@xui.biglobe.ne.jp

<取り扱い団体・送り先>

愛知学童保育連絡協議会  
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

Email : aichigakudou@gakudou.biz

TEL:052-872-1972

2021年4月

◇Webから声をお届け願います◇

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScz2t85wmy-CChLzMSpV2MvAoJKoSZinGwS38QtTsgNSqW45g/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScz2t85wmy-CChLzMSpV2MvAoJKoSZinGwS38QtTsgNSqW45g/viewform?usp=sf_link)



↑  
Googleフ  
ォーム  
URL

Googleフォーム QRコード

# 呼びかけ

## 子ども一人ひとりが安心できる学童保育の基準を求めて 私たち「一人ひとりの声」を国と自治体に届けよう！

学童保育は1997年に、児童福祉法に根拠をもつ公的な事業に位置づけられました。2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」と）と「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、国の予算も拡充されつつあります。しかし、自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。

### コロナ禍で開所を求められた学童保育

2020年3月以降、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校「臨時休業」中も、学童保育は、保護者の就労状況が考慮され、国から「原則開所」の要請を受けました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ（児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上）、子ども集団の規模（おおむね40人以下）は、すべての学童保育では実現できていません。そのため、「3密」など感染リスクを避けるために、保護者の判断や、市町村からの依頼で「利用自粛」を行った地域が多数ありました。地域によっては分散登校の時期も含めると4か月近くもの間、一日保育がつついたところもあります。その後も、感染拡大防止に努めながら、子どもたちの安全を確保することとあわせて、子どもたちの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴い課題を抱えた家庭への対応なども行っています。

### 求められる学童保育の施策の改善

この間、子どもたちが学童保育を生活のよりどころとしていることがうかがえたり、学童保育が社会の機能を維持するための事業であることの認識が社会的に広まった状況が見られたものの、学童保育の制度の脆弱性もあらためて明らかになりました。保育所は、児童福祉法第7条に「児童福祉施設」と位置づけられ、最低基準が設けられ「市町村の保育実施義務」（児童福祉法第24条）も定められています。しかし、学童保育は児童福祉法第6条に「事業」として位置づけられており、市町村の責務は「利用の促進の努力義務」（児童福祉法第21条）にとどまっていて、施設の広さや子ども集団の規模は自治体任せになっています。また、指導員の資格は保育士のような国家資格ではありません。

今般、公立小学校の学級人数の上限が35人に引き下げられることになりました。学童保育も、指導員の資格と配置基準、広さや人数規模についての基準が遵守され、「全国一定水準の質」が保たれることが必要です。

### 私たちの思いや願いを「一人ひとりの声」として国と自治体に届けよう！

そこで私たちは、現状を改善するために、2021年、2022年の2年をかけて、「一人ひとりの声」を国と自治体に届ける運動に取り組むことにしました。子どもにとってよりよい学童保育を実現するために、保護者・指導員など一人ひとりが、自らの言葉を、国（厚生労働大臣）、都道府県（知事）、市町村（市長・町長・村長）に届けましょう。

